

-お知らせ-

2019年ゴールデンウィーク中の診療について

【阪神医療生活協同組合】

阪神医師協診療所、小中島診療所、第三診療所、阪神漢方クリニック

本年の通称「ゴールデンウィーク」は10連休となり、医療機関が長期休業することによる影響が懸念されています。

そこで阪神医療生活協同組合では、地域に根差した医療機関として

◆4月30日（火）及び5月2日（木）のそれぞれ午前のみ診療を

行うこととしました。主にはかかりつけ患者様の来院を想定しています。

※第一診療所とわかくさ診療所は移転・統合準備のため休診となります。

なお、以下の点につきましてあらかじめご了承ください。

- 1) 両日とも休日扱いとなりますので、患者様の一部負担金額が少し高くなります。(例：初・再診料に加算+50点=1割で+50円、等)
- 2) 高度な診断や緊急手術などを必要とする疾患の可能性が明らかな患者様（いつもと違った強い症状がある、意識障害など重い症状がある、等）は、高次医療機関（病院等）へ直接ご相談、ご受診頂いた方が安全と思われれます。

※もし判断に迷われる場合は、直接来院頂く前には是非お電話にて各診療所へご相談下さい。

ご不便をお掛け致しますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

平成31年3月11日

阪神医療生活協同組合 理事長
中村 大蔵